

第74回全国植樹祭岡山県準備委員会設置要綱

(目的)

第1条 第74回全国植樹祭の開催準備を円滑に推進するため、第74回全国植樹祭岡山県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 準備委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、岡山県副知事をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて準備委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員の追加をすることができる。
- 4 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会場候補地検討会議)

第6条 準備委員会の下に会場候補地検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 検討会議に議長1名、副議長1名を置く。
- 4 検討会議は、会場候補地に関して、準備委員会に提案すべき事項に関する業務を行う。

(議長及び副議長)

第7条 検討会議の議長は、委員の互選により定める。

- 2 副議長は、議長が指名する。
- 3 検討会議は、議長が招集する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(事務局)

第8条 準備委員会の事務を処理するために、岡山県環境文化部自然環境課に事務局を置く。

(承継)

第9条 準備委員会は、第74回全国植樹祭岡山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設立されたときは、その業務を実行委員会に引き継ぎ解散する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月5日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

第 7 4 回全国植樹祭岡山県準備委員会委員

区 分	所属・団体名	役 職	氏 名	備考
学識経験者 (2)	中国学園大学・中国短期大学	学 長	千葉 喬三	
	岡山県立大学	理事長兼学長	沖 陽子	
緑化・林業 関係団体 (4)	(公社)岡山県緑化推進協会	会 長	井手紘一郎	
	岡山県森林組合連合会	代表理事会長	井手紘一郎	
	(一社)岡山県木材組合連合会	会 長	田中 信行	
	岡山県山林種苗協同組合	理事長	難波 芳英	
各種団体 (4)	岡山県商工会議所連合会	会 長	松田 久	
	岡山県商工会連合会	会 長	金谷 征正	
	(公社)岡山県観光連盟	会 長	岡崎 彬	
	(公社)岡山県文化連盟	会 長	若林 昭吾	
市町村 (2)	岡山県市長会	会 長	片岡 聡一	
	岡山県町村会	会 長	山崎 親男	
県関係 (5)	岡山県	副知事	佐藤 兼郎	
	岡山県環境文化部	部 長	古南 篤子	
	岡山県産業労働部	部 長	小林 健二	
	岡山県農林水産部	部 長	伊藤 敦哉	
	岡山県警察本部警備部	部 長	大石 和雄	
合 計	17 名			

別表 2 (第 6 条関係)

第 7 4 回全国植樹祭岡山県準備委員会会場候補地検討会議委員

区 分	所属・団体名	役 職	氏 名	備考
学識経験者	中国学園大学・中国短期大学	学 長	千葉 喬三	
緑化・林業 関係団体	(公社)岡山県緑化推進協会	会 長	井手紘一郎	
各種団体	岡山県商工会議所連合会	会 長	松田 久	
	(公社)岡山県観光連盟	会 長	岡崎 彬	
県関係	岡山県環境文化部	部 長	古南 篤子	
	岡山県警察本部警備部	部 長	大石 和雄	
合 計	6 名			